

平成 30 年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画（案）

島根県技能振興コーナー

○事業の趣旨・目的

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっており、このため、「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成等を図ることとする。

計画・実行に当たっては「ものづくりマイスター等」を認定し、その活用を図るとともに、「目指せマイスター」プロジェクトとして教師や保護者等がものづくりの現場での就業等を希望する学生生徒を支援しやすいよう、学校毎に教師及びその保護者に対して啓発する。また、本県の実情に即し、若年者が進んで技能者を目指す気運を醸成できるよう地域の関係者との連携・協力のもとに技能振興事業を展開します。

○実施内容

1. 地域における技能振興事業	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
ア 技能五輪全国大会の予選の実施	実施職種：1 職種（日本料理）以上 開催時期：日本料理 2 月頃 15 名（予定） ※美容職種予選も努力
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	①技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に参加する選手の旅費や工具運搬費を支援します。 ・対象者数：選手 18 名程度 若年者 : 6 名 技能五輪：12 名 ②技能五輪及び若年者ものづくり競技大会に参加する選手のコーチに対し旅費を支援します。 ・対象者数：指導者 18 名程度
(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組	①ものづくりマイスター、IT マスター及びそれ以外の熟練技能者の活用 (ア) イベントの開催 a) しまね技能フェスティバル 開催時期：平成 30 年 11 月下旬の 1 日 内 容：県内の伝統技能の実演

	<p>熟練技能者の実演 ものづくり体験・IT体験（30職種程度） 技能検定職種等の実演 入場者数：2,500人を目標</p> <p>b)上記の他、地域のイベントに参加するなど、多くの子供達にもものづくり体験等の場を提供します。 1地域以上を目標</p> <p>(イ)ものづくりマイスター、ITマスター以外の熟練技能者の派遣</p> <p>a)熟練技能者等の派遣 b)若年技能者のスキル向上に資するため若年技能者等を対象に技能五輪全国大会メダリスト等の講演・実演の実施</p> <p>②技能競技大会展の実施 ブロック単位で行うイベントに際しては中央センター・幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。</p> <p>③技能士展の実施 ブロック単位で行うイベントに際しては中央センター・幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。</p> <p>④技能伝承に取り組む企業の好事例発表及び意見交換の開催 発表事業所 3社程度</p> <p>⑤「地域発！いいもの」応援事業の周知等 上半期・下半期の募集に係る周知</p>
2. ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務	
<p>(1)ものづくりマイスター等の開拓</p>	<p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター・ITマスター候補者に係る情報収集を行う。特に要望の多いものづくりマイスター職種を各地域に配置出来るよう掘り起こしを行うとともに、マイスター職種の増加を進めます。</p> <p>ものづくりマイスター15名以上、ITマスター1名以上を認定。</p>
<p>(2) ものづくりマイスター</p>	<p>認定を受けたマイスター等には、実技指導等にあ</p>

<p>等への説明</p>	<p>たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する旨周知する。また、当該年度に初めて実技指導等を開始する前には、コーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について、文書等により通知説明する。</p>
<p>(3) 申請書類の取りまとめ</p>	<p>認定申請を行う者に対し、申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援し、申請書類はコーナーがとりまとめてセンターに提出します。</p>
<p>(4) ものづくりマイスター等に対する研修</p>	<p>新たに認定されたものづくりマイスター等（講習免除を除く）を対象に、指導技法講習（個人情報保護・ハラスメント・実技指導の結果報告書作成方法等）を開催するほか、ものづくりマイスターの相互啓発を兼ねた会議等を開催し指導技法のレベル向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりマイスター指導技法講習 4 回程度 ・ものづくりマイスター会議（意見交換会）2 回程度 ・マイスター意見交換会（センター主催）に派遣 ・IT マスター指導技法講習 2 回程度
<p>3. ものづくりマイスター等の活用に係る業務</p>	
<p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p>	<p>コーナーの窓口においては、技能検定の実技試験等の課題を活用した若年技能者の人材育成に係る取り組み方法等のコーディネート、ものづくりマイスター等の派遣のコーディネート等を行う。</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p>	<p>ものづくりマイスターを中小企業や工業高校等に派遣し、高度な技能を習得するための実技指導を実施します。 ー最長 20 日間ー</p> <p>①建設業及び製造業の中小企業や団体に対する若年技能者の実技指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 中小企業 10 社程度（1 日～20 日程度） イ. 団体 10 団体程度（1 日～20 日程度）

	<p>②工業高校生徒等に対し、実技指導</p> <p>7. 工業高校 10校 (10日程度/1~5職種)</p> <p>4. その他該当高校 6校 (4日程度/5職種)</p>
(3)「目指せマイスター」プロジェクト	
<p>ア 「ものづくりの魅力」 発信</p>	<p>工業高校等を除く小学校・中学校・高校等に対し、「目指せマイスター」プロジェクトを冊子等により周知。</p> <p>◆学校等への派遣 (特別支援学級等含む) 小・中・高校等 20校以上にマイスターを派遣</p> <p>◆各学校の「ものづくり体験」の実施前に、教師等を対象に「ものづくりの魅力」講座を開催。(保護者の参加も働きかける)</p> <p>◆マイスターの働く職場見学等 小・中・高校等の生徒等をマイスターの職場で仕事について講演等含め見学 5校程度</p>
<p>イ 「ITの魅力」発信</p>	<p>◆中学校等の児童・生徒等に対して、ITマスターの持つ高度な技能とプログラミング等のIT技能に関わる楽しさを伝える。 3校程度</p>
<p>ウ 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>◆サポステからの要請を受け、様々な要因で未就労になっている若者に対して、ものづくりマイスターを活用した必要な支援策を検討し実施する。</p>
<p>エ ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習</p>	<p>◆高校生等の仕事体験 高校生等の生徒を2日~5日間程度仕事の体験に派遣 10社程度に派遣</p>
4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	

<p>(1) 連携会議の設置</p>	<p>地方公共団体、労働局、経営団体等をメンバーとした連携会議を設置します。</p> <p>連携会議は、推進計画（翌年度の都道府県技能振興コーナーの事業概要）や実施計画（当年度の事業実施内容）の策定、地域の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取組や事業実施に当たっての連携・協力の在り方の検討及び事業の進捗管理を実施します。</p> <p>連携会議メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済団体：島根県商工会議所連合会事務局長、島根県商工会連合会事務局長、島根県中小企業団体中央会事務局長、（一社）島根県経営者協会専務理事 ●公共訓練施設：（独法）高齢・障害・求職者支援機構島根職業能力開発促進センター所長、同島根職業能力開発短期大学校校長、島根県立東部高等技術校校長、島根県立西部高等技術校校長 ●教育関係者：島根県教育庁教育指導課長、島根県高等学校工業教育研究会会長、島根県中学校校長会会長、島根県小学校校長会会長 ●技能士団体：島根県技能士会連合会会長 ●公共団体：島根労働局職業安定部訓練室室長、島根県商工労働部雇用政策課課長
<p>(2) 連携会議の開催回数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議開催 年2回 5月：年度計画 12月：進捗状況及び次年度推進計画
<p>5. 実施体制</p>	
<p>(1) 地域に対するサービス提供方法</p>	<p>島根県職業能力開発協会にコーナーを設置しサービスを提供。</p> <p>松江市西嫁島1-4-5 SPビル2階</p>